

令和2年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省2 - (12)）

施策名	矯正施設 ¹ の適正な運営に必要な民間委託等 ² の実施
担当部局名	矯正局成人矯正課
施策の概要	職員の業務負担の軽減を図るとともに、矯正処遇の充実を図るため、民間委託等を実施する。
政策体系上の位置付け	矯正処遇の適正な実施 (- 6 - (3))
達成すべき目標	P F I手法を活用した民間委託や競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。)に基づく特定業務の民間委託を推進し、被収容者の特性等に留意しつつ、民間のノウハウやアイデアを活用した職業訓練、就労支援対策等の充実・強化を図る。
目標設定の考え方・根拠	「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)において、再犯防止のための重点施策として「就労の確保」が掲げられており、P F I 刑務所 ³ 等においても、民間のノウハウを活用した職業訓練の充実を図るとともに、就労支援スタッフによる指導を引き続き実施することが求められている。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号) ⁴ 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号) ⁵ 構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定、平成28年3月22日一部変更) ⁶ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号) ⁷ 公共サービス改革基本方針(平成18年9月5日閣議決定、平成28年6月28日改定) ⁸ 刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組(平成23年7月26日犯罪対策閣僚会議報告)2 - (2)【就労支援対策の充実・強化】 ⁹ 再犯防止に向けた総合対策(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)第3 - 2 - (2) 就労の確保 ¹⁰
政策評価実施予定時期	令和5年8月

測定指標	基準		施策の進捗状況(目標)
		基準年度	2年度～4年度
1 P F I 刑務所における職業訓練の充実	-	-	P F I 刑務所において、様々な職業の技術や知識を習得させ、資格や免許を取得させるため、受刑者に対して職業訓練を幅広く実施する。
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
職業訓練により技術や知識を習得し、資格や免許を取得することは、受刑者の出所後の就労を容易にし、再犯の防止に資すると考えられる。特に、P F I 刑務所においては、改善更生の可能性が高い初犯の受刑者を対象に、民間のノウハウを活用して、雇用情勢に応じた質の高い職業訓練を積極的に実施することをその目的の一つとしていることから、下記参考指標の実績値等を分析し、目標の達成度合いを検証することとし			

た。

施策の進捗状況（実績）							
元年度	2 年度				3 年度		
実施対象施設において，受刑者に対して職業訓練を実施し，様々な職業の技術や知識を習得させるとともに資格や免許を取得させた。							
参考指標	年度ごとの実績値						
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2 年度	3 年度
P F I 刑務所における受刑者数（人）	4,248	4,112	3,850	3,665	3,562		
職業訓練受講者数（人） 延べ人員	9,665	9,349	9,744	8,665	8,327		
職業訓練受講率（％） 職業訓練受講率 = 職業訓練受講者数 / 受刑者数 × 100（％）	228	227	253	236	234		
職業訓練修了者数（人） 延べ人員	9,284	9,165	9,055	8,395	8,096		
資格・免許等の取得者数（人） 延べ人員	1,512	1,412	1,437	1,575	1,748		
資格・免許等の取得率（％） 資格・免許等の取得率 = 資格・免許等の取得者数 / 受刑者数 × 100	36	34	37	43	49		

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
		基準年度	2 年度～4 年度
2 「ジョブソニック」 ^{*11} の活用（ ）	-	-	公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託実施刑務所 ^{*12} において，受刑者の社会復帰への不安感の軽減を図り，就労意欲等を培うため，「ジョブソニック」を実施する。
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠			
出所者による再犯を防止するには，出所後の円滑な社会復帰に資するため，就労先を確保する仕組みを構築するなどの就労支援の充実・強化が求められる。公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託実施刑務所においては，民間のネットワークとノウハウを活用し，改善指導，職業訓練及び就労支援を実施するこ			

とで、受刑者の就労意欲の喚起を促し、就労に係る出所後の社会生活上の不安を軽減させ、加えて、民間事業者の提案による就労支援策として、円滑な社会復帰・就労継続に寄与することを目的とするジョブソニックを実施することから、下記参考指標、参加受刑者のアンケート調査結果の実績値等を分析し、目標の達成度合いを検証することとした。

施策の進捗状況（実績）							
元年度	2年度				3年度		
実施対象3施設において、民間事業者の企画による受刑者に対する企業説明会やワークショップ形式の体験学習講座を合計12回実施した。また、ジョブソニックとして企業説明会に参加した受刑者アンケートでは、約8割が参加して良かったと回答するなど、多くの受刑者から肯定的な反応があった。	/				/		
参考指標	年度ごとの実績値						
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
1施設当たりの企業説明会実施回数（回）	-	-	2	2	2	/	/
延べ参加受刑者（人）	-	-	800	660	341	/	/

（ ）「ジョブソニック」の活用」は、平成29年度からの新規事業である。

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			2年度 当初 予算額	関連 する 指標
	29年度	30年度	元年度		
刑事施設の民間委託運営 （ - 年度 ）	4,218百万円 （4,186百万円）	3,726百万円 （3,696百万円）	3,618百万円 （3,604百万円）	3,992 百万円	2
達成手段の概要等				令和2年行政事業 レビュー事業番号	
<p>刑事施設においては、平成12年以降の受刑者の急増、とりわけ、暴力団関係受刑者、薬物性精神疾患受刑者、高齢受刑者、外国人受刑者等の増加に伴い、刑務官等に過重な業務負担を強いる状況になり、刑務官の増員が不可欠となったところ、国家公務員の採用抑制に係る総人件費改革などの政府の方針もあって、必要な刑務官の増員が十分得られない状況にあった。そこで、刑事施設の非権力的業務を民間委託するとともに、平成22年度からは、刑事施設における公権力に関わる業務の一部についても公共サービス改革法を活用して民間委託を行うことで、職員の業務負担軽減を図るとともに矯正処遇の充実を図り、矯正施設の適正な運営に努める。</p> <p>平成29年度に開始した第2期事業では、公共サービス改革法に基づく民間委託実施刑務所において、受刑者の社会復帰への不安感の軽減を図り、民間事業者からの提案による就労支援策「ジョブソニック」を実施する。</p>				0026	

達成手段	予算額計（執行額）	2年度	関連
------	-----------	-----	----

(開始年度)				当初 予算額	する 指標
	29年度	30年度	元年度		
P F I 刑務所の運営 (平成17年度)	12,325百万円 (12,210百万円)	14,189百万円 (14,003百万円)	14,544百万円 (14,360百万円)	15,240 百万円	1
達成手段の概要等				令和2年行政事業 レビュー事業番号	
<p>施設の設計・建設・維持管理及び被収容者の処遇に係る事業について、P F I手法を活用し、美祢社会復帰促進センター（平成19年4月運営開始、事業期間20年）、島根あさひ社会復帰促進センター（平成20年10月運営開始、事業期間20年）を整備し、また、国費をもって刑事施設の設計・建設を行った上、建設後の施設の維持管理及び被収容者の処遇に係る事業について、P F I手法を活用し、喜連川社会復帰促進センター、播磨社会復帰促進センター（いずれも平成19年10月運営開始、事業期間15年）の運営を開始することで、職員の業務負担軽減を図るとともに矯正処遇の充実を図り、矯正施設の適正な運営に努める。</p> <p>改善更生の可能性が高い初犯の受刑者を対象に、民間のノウハウを活用して、雇用情勢に応じた質の高い職業訓練を積極的に実施することをその目的の一つとしていることから、受刑者に対して幅広く職業訓練を実施することを目標としている。</p>				0027	

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			2年度
	29年度	30年度	元年度	当初予算額
	16,544百万円 (16,397百万円)	17,915百万円 (17,699百万円)	18,162百万円 (17,964百万円)	19,232百万円

- *1 「矯正施設」
刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院の総称
- *2 「民間委託等」
刑事施設の運営に係る総務系業務の民間委託のほか，公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託及びP F I手法（公共施設等の建設，維持管理，運営等を民間の資金，経営能力及び技術的能力を活用して行う民間委託の手法の一つ。Private Finance Initiativeの略。）を活用した民間委託をいう。
- *3 「P F I 刑務所」
P F I手法を活用した民間委託を実施する美祢社会復帰促進センター，島根あさひ社会復帰促進センター，喜連川社会復帰促進センター，黒羽刑務所，播磨社会復帰促進センター及び加古川刑務所の総称
- *4 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）
民間の資金，経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により，効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに，国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し，もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律
- *5 「構造改革特別区域法」（平成14年法律第189号）
地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し，当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより，教育，物流，研究開発，農業，社会福祉その他の分野における経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り，もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする法律
- *6 「構造改革特別区域基本方針」（平成15年1月24日閣議決定，平成28年3月22日一部変更）
構造改革の推進等の意義，目標，政府が実施すべき施策に関する基本的な方針，政府が講ずべき措置についての計画等を具体的に定めたもの

*7 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年法律第51号)

国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間に委ねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることを目的とする法律

*8 「公共サービス改革基本方針」(平成18年9月5日閣議決定、平成28年6月28日改定)

競争の導入による公共サービスの改革の意義、目標、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、政府が講ずべき措置についての計画等を具体的に定めたもの

*9 「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」(平成23年7月26日犯罪対策閣僚会議報告)

2 - (2)【就労支援対策の充実強化】

(略)さらに、矯正施設(刑務所・少年院)においては、PFI刑務所等において、民間ノウハウを活用した職業訓練の充実を図るとともに、就労支援スタッフによる効果的かつ効率的な指導を引き続き実施する。

*10 「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)

第3-2-(2)就労の確保

就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を、刑務所等収容後早期に把握し、就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うとともに、雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ、実際の雇用に結び付ける実践的なサポートを行う。

また、就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

*11 「ジョブソニック」

公共サービス改革法に基づき委託された特定業務を実施する事業者からの就労支援に係る提案の一つ。就労を希望する受刑者と民間企業との対面方式により、就労支援制度を周知する企業説明会やワークショップを刑事施設内で実施し、さらに「就労継続・定着」教育を行うことで、受刑者の社会復帰への不安感軽減や就労意欲の向上などを図るだけでなく、就労の継続を目指す。

また、民間企業に出所受刑者の採用イメージをもってもらうことで、出所受刑者の就労先確保を期待するもの。

*12 「民間委託実施刑務所」

公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託を実施する黒羽刑務所、静岡刑務所及び笠松刑務所の総称。静岡刑務所及び笠松刑務所における総務・警備業務並びに静岡刑務所、笠松刑務所及び黒羽刑務所における作業・職業訓練・教育・分類業務について、民間委託を実施している。